

7 介護保険法改正の主な内容

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)により、医療法、介護保険法等の関係法律が改正されました。

介護保険法の改正内容は、大きく分けると「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点で、平成27年4月以降順次施行されます。

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ります。

(1) サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図る。

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービスの充実・強化

(2) 重点化・効率化

- ① 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設 [平成29年4月までに順次]
全国一律の介護予防給付(訪問介護(ホームヘルプ)・通所介護(デイサービス))を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様な担い手(介護従事者、民間事業者、NPO、ボランティア等)による多様なサービスの提供を行えるようにする。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能となる。
- ② 特養入所の重点化 [平成27年4月～]
特別養護老人ホームの新規入所者を、原則として要介護3以上に限定する(既入所者は除く)。
要介護1・2の方については、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に入所を認める。

2 費用負担の公平化

低所得者の介護保険料軽減を拡充する一方、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直します。

(1) 低所得者の保険料軽減を拡充 [平成27年4月～]

市民税非課税世帯について、従来の公費負担(給付費の50%)とは別に公費を投入し、負担軽減を図る。

(2) 重点化・効率化

① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ [平成 27 年 8 月～]

○合計所得金額 160 万円以上（年金収入で、単身 280 万円以上、夫婦世帯 346 万円以上）の利用者の自己負担割合を、原則 1 割から 2 割に引き上げる。なお、介護認定者全員に負担割合証を交付する。

○高額介護サービス費について、同一世帯内の第 1 号被保険者に現役所得相当の者がいる場合に、その世帯の自己負担限度額（月額）を 44,400 円とする区分を、一般の自己負担限度額（月額）37,200 円の上に新設する。

② 特定入所者介護サービス費（補足給付）の要件に資産等を勘案

市民税非課税世帯を対象とした施設利用者の食費・居住費の負担軽減制度に、以下の要件を加える。

○一定額を超える預貯金等がある場合は、対象外とする。

（単身 1,000 万円，夫婦世帯 2,000 万円） [平成 27 年 8 月～]

○世帯分離している配偶者が市民税課税の場合は、対象外とする。

[平成 27 年 8 月～]

○補足給付の支給段階の判定に、非課税年金（遺族年金，障害年金）を勘案する。

[平成 28 年 8 月～]

3 その他

- ・サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用 [平成 27 年 4 月～]
- ・小規模通所介護（定数 18 人以下の予定）の地域密着型サービスへの移行 [平成 28 年 4 月～]
- ・居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲 [平成 30 年 4 月～]